

身延登山鉄道株式会社 安全報告書(2016年)

1. 利用者の皆様へ

弊社の索道事業に対し、日頃のご利用とご理解を頂きまして、誠にありがとうございます。
弊社は、経営理念に於いて、安全の確保を掲げ、法令の遵守とともに安全輸送に努めております。
本報告書は、鉄道事業法に基づき、安全の輸送確保の取組みや安全の実態について、自ら振りかえるとともに、広くご理解いただくために公表するものであります。
皆様からの声を輸送の安全に役立てたく、積極的なご意見を頂戴できれば幸いです。

身延登山鉄道株式会社(身延山ロープウェイ)
代表取締役社長 堀内 光一郎

2. 安全方針

(1)安全方針

弊社の経営理念に於いて、「安全方針」を次のように掲げ、社長以下職員に周知・徹底しております。
当社は平成18年10月に制定した安全管理規程に基づき、以下の安全方針を定めて輸送の安全に取り組んでおります。

- ① 一致団結して輸送の安全の確保に努めます。
- ② 輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。
- ③ 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めます。
- ④ 職務の実施に当り、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをします。
- ⑤ 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとります。
- ⑥ 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保します。
- ⑦ 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦します。

(2)2015年度重点施策

グループ内各事業所間連帯による安全体制向上、安全風土の醸成

- ・異常時対応体制の確立
- ・事故、ヒヤリハット情報の確実な伝達と対策の実施による事故防止
- ・索道従事員の基礎、専門教育の実施ならびに確実な技術継承(グループ間協力)
- ・内部監査員増員による事業所内及び事業所相互の監査実施

3. 安全輸送のための取組み

(1)教育・訓練

異常発生時に対応するため、毎月実施している救助装置の取扱い、予備エンジン運転についての訓練、及び安全についての机上教育を実施しております。また、消防署と合同で、総合防災訓練(スローダン降下・消火訓練・心肺蘇生訓練)を年1回実施しております。

(2)経営層の巡視

役員である安全総責任者・安全統括管理者が定期的に現場を巡視し、現場の実態把握、安全管理状況の確認を行っております。

(3)2015年度投資

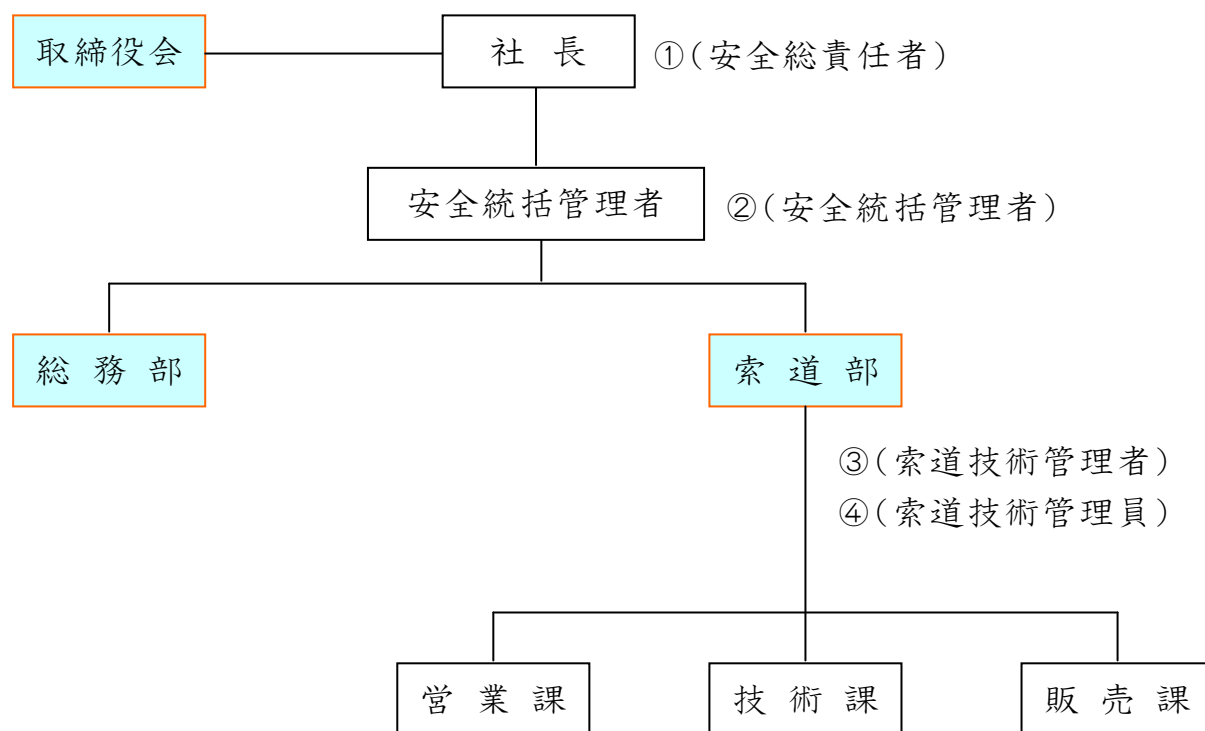
投資額 1700万円

投資の主な内訳

- ・曳索誘導滑車4輪更新工事
- ・曳索中央誘導滑車1輪整備工事
- ・曳索ガバシープ1輪更新工事

4. 安全管理体制

社長をトップとする安全管理体制を構築し、各責任者の責務を明確にした中で、安全確保のため役割を担っております。



①安全総責任者:索道事業者として安全責任者、安全統括管理者を指揮監督し、安全確保をはかる。

②安全統括管理者:安全総責任者の指揮の下、索道事業の安全確保に関する業務を統括する。

③索道技術管理者:安全統括管理者の指揮の下、索道運行の管理、索道施設の保守管理、その他技術上の事項に関する業務を統括する。

④索道技術管理員:索道技術管理者の指揮の下、その業務を補佐し不在時は代行を行う。

5. ご報告

(1) 索道運転事故・インシデント

2015年度、運転事故・インシデントの発生はありません。

(2) 災害(地震・暴風雨・豪雪など)

台風接近に伴い、2015年7月16・17日に各半日運休をいたしました。

雷発生に伴い延べ2時間の運転見合わせをいたしました。営業運転前に、施設に異常がない事を確認し、営業運転を再開いたしました。

(3) 整備(曳索滑車更新工事及び電気設備点検)

2015年12月14日から12月20日までの7日間及び2016年2月15日から2月17日までの3日間運休し、ロープウェイの安全運行を目的とした総合点検(含む整備工事)を実施いたしました。

6. 利用者みなさまへ

安全で信頼される索道をつくるため、ご意見、ご要望をお寄せ下さい。皆様の期待に応えられるよう、安全への取組み、サービスの提供に努めてまいります。

ご連絡先 〒409-2524 山梨県南巨摩郡身延町身延字上の山 4226-2

身延登山鉄道株式会社 索道部 お客様係

TEL:0556-62-1081 FAX:0556-62-2882

平成28年8月1日

保守点検・訓練の様子



曳索誘導滑車更新(整備工事①)

ロープウェイ安全運行を目的とし、53年間使用した曳索誘導滑車4輪の更新をおこないました。併せて、ガイドシーブ1輪の更新と、曳索中央誘導滑車1輪のベアリング、ゴムライナー交換整備も実施しました。



制動装置整備(整備工事②)

平成12年に更新した油圧制動装置のオイル更新を、自社に於いて実施いたしました。



安全に関する訓練(安全教育①)

消防署指導の下、スローダン救助訓練・消火訓練・AEDを使用した心肺蘇生訓練を実施し、操作方法・役割分担を再確認いたしました。



安全に関する訓練(安全教育②)

運転に関わる従業員による予備エンジン運行訓練及びスローダン取扱い訓練を実施し、操作方法を再確認いたしました。訓練は毎月交替で実施し、各従業員が年間数回の訓練をおこなっております。また、富士急グループ内の索道5事業所による安全会議を年間5回実施しております。